

堺市公報 第15号	平成30年4月6日発行
<b>堺市公報</b>	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

○地方自治法施行令に基づく手数料の徴収事務の委託について 【市民人権局市民生活部消費生活センター】……………	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療機関の休止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の指定について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	6
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の廃止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	7
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の休止について 【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】……………	9
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留	

邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護機関の所在地変更について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の指定について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく施術機関の廃止について	
【健康福祉局生活福祉部生活援護管理課】	12
○地方自治法施行令に基づく手数料の徴収事務の委託について	
【健康福祉局長寿社会部介護事業者課】	13
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	13
○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	14
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止について	
【子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課】	14
<b>&lt;公告&gt;</b>	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	15
○堺市立体育館条例及び堺市公園条例に基づく指定管理者の指定について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	16
○PFIによる大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約の締結について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	17
○堺市立美原総合スポーツセンターの利用料金について	
【文化観光局スポーツ部スポーツ施設課】	27
○建築基準法第86条の2第6項の規定に基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	30
○建築基準法第75条の2第4項の規定において準用する同法第73条第2項の規定に 基づく公告	
【建築都市局開発調整部建築安全課】	31
○都市公園の開設に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	32
○都市公園の開設に係る公告の縦覧について	
【建設局公園緑地部公園監理課】	35

＜監査委員公表＞

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】……………38

○監査結果に基づく措置通知書の公表

【監査委員事務局監査課】……………46

告 示

堺市告示第124号

特定計量器定期検査業務及び手数料の徴収事務契約において、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

1 委託する歳入の種類

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）第9条（第1項第2号を除く。）に規定する特定計量器定期検査手数料

2 委託する期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 大阪府大東市新田本町11番37号

氏名 一般社団法人 大阪府計量協会

理事長 藤田真弘

4 受託者の徴収する場所

特定計量器定期検査実施会場

堺市告示第125号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	指定年月日
医療法人宏済会 三木内科	堺市南区若松台2-2-8	平成30年2月1日

2 歯科

名称	所在地	指定年月日
医療法人優社会 堺なかもず歯科	堺市北区長曾根町3029-9	平成30年2月1日

3 薬局

名称	所在地	指定年月日
深阪矢谷薬局	堺市中区深阪5-3-51 深阪新和ビル1階101号室	平成30年2月1日
かえで薬局	堺市北区中百舌鳥町2-107 クレール中百舌鳥101号室	平成30年3月1日
サエラ薬局 アリオ鳳店	堺市西区鳳南町3-199-12 アリオ鳳アリオモール2階2110	平成30年1月1日
鹿嶋薬局 八田店	堺市中区八田西町3-2-1	平成30年2月1日
鹿嶋薬局 深井店	堺市中区深井水池町3160	平成30年2月1日
サンライトげんき薬局 堺店	堺市中区八田西町2-10-3	平成30年3月1日

4 訪問看護

名称	所在地	指定年月日
小出訪問看護ステーション	堺市南区城山台3-3-2	平成30年3月1日

堺市告示第126号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

1 診療所

名称	所在地	廃止年月日
医療法人宏済会 三木内科	堺市南区若松台2-2-5	平成30年1月31日

2 歯科

名称	所在地	廃止年月日
赤井歯科医院	堺市堺区七道西町12-11 フローラ堺1-109	平成30年2月28日
里見歯科医院	堺市堺区中之町東1-1-25	平成29年3月31日

3 薬局

名称	所在地	廃止年月日
----	-----	-------

大阪新金岡さくら薬局	堺市北区新金岡町4-1-7-2	平成30年2月10日
菱木薬局	堺市西区菱木3-1937-1	平成27年9月30日
サエラ薬局 アリオ鳳店	堺市西区鳳南町3-199-12 アリオ鳳 アリオモール2階2110	平成29年12月31日
深阪矢谷薬局	堺市中区深阪5-3-51 深阪新和ビル1階	平成30年1月31日
カシマ薬局	堺市中区深井水池町3160	平成30年1月31日
漢方の鹿嶋薬局	堺市中区八田西町3-2-1	平成30年1月31日

堺市告示第127号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

名称	所在地	休止年月日
たつだクリニック	堺市堺区神石市之町16-25	平成30年1月10日

堺市告示第128号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	指定年月日
介護予防福祉用具貸与	ジン・ケアサービス株式会社	堺市堺区新町1-20 リノ堺東3階	平成30年2月1日
福祉用具貸与	ジン・ケアサービス株式会社	堺市堺区新町1-20 リノ堺東3階	平成30年2月1日
特定介護予防福祉用具販売	ジン・ケアサービス株式会社	堺市堺区新町1-20 リノ堺東3階	平成30年2月1日
特定福祉用具販売	ジン・ケアサービス株式会社	堺市堺区新町1-20 リノ堺東3階	平成30年2月1日
居宅介護支援	青山ケアセンター堺	堺市東区野尻町192-17	平成30年2月1日
介護予防訪問介護	アニストヘルパーステーション堺	堺市西区浜寺石津町東2-5-27 サンシャインコート石津	平成30年2月1日
訪問介護	アニストヘルパーステーション堺	堺市西区浜寺石津町東2-5-27 サンシャインコート石津	平成30年2月1日

堺市告示第129号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の廃止につ

いて届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	廃止年月日
居宅療養管理指導	赤井歯科医院	堺市堺区七道西町12-11 フローラ堺1-109	平成30年2月28日
介護予防居宅療養管理指導	深阪矢谷薬局	堺市中区深阪5-3-51 深阪新和ビル1階	平成30年1月31日
居宅療養管理指導	深阪矢谷薬局	堺市中区深阪5-3-51 深阪新和ビル1階	平成30年1月31日
居宅療養管理指導	大阪新金岡さくら薬局	堺市北区新金岡町4-1-7-2	平成30年2月10日
介護予防居宅療養管理指導	大阪新金岡さくら薬局	堺市北区新金岡町4-1-7-2	平成30年2月10日
居宅介護支援	青山ケアセンター野尻	堺市東区野尻町192-17	平成30年1月31日
介護予防訪問介護	ヘルパーステーションあんどらいふ	堺市北区新堀町2-119	平成29年12月31日
訪問介護	ヘルパーステーションあんどらいふ	堺市北区新堀町2-119	平成29年12月31日
居宅介護支援	ハピネス陵南居宅介護支援センター	堺市北区百舌鳥陵南町2-662	平成28年5月31日
訪問介護	アニストヘルパーステーション堺	堺市中区学園町2-10 絢野壺番館102号	平成30年1月31日
介護予防訪問介護	アニストヘルパーステーション堺	堺市中区学園町2-10 絢野壺番館102号	平成30年1月31日
居宅介護支援	ダイフクケアプランセンター	堺市中区毛穴町174-1	平成29年11月30日



特定福祉用具販売	ジン・ケアサービス株式会社	堺市北区長曾根町1249	平成30年1月31日
介護予防福祉用具貸与	ジン・ケアサービス株式会社	堺市北区長曾根町1249	平成30年1月31日
特定介護予防福祉用具販売	ジン・ケアサービス株式会社	堺市北区長曾根町1249	平成30年1月31日
福祉用具貸与	ジン・ケアサービス株式会社	堺市北区長曾根町1249	平成30年1月31日

堺市告示第130号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の休止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

事業の種類	事業所名称	所在地	休止年月日
介護予防居宅療養管理指導	たつだクリニック	堺市堺区神石市之町16-25	平成30年1月10日
居宅療養管理指導	たつだクリニック	堺市堺区神石市之町16-25	平成30年1月10日
介護予防訪問看護	たつだクリニック	堺市堺区神石市之町16-25	平成30年1月10日
訪問看護	たつだクリニック	堺市堺区神石市之町16-25	平成30年1月10日
居宅介護支援	青山ケアセンター泉ヶ丘	堺市南区榎塚台3-1-5	平成30年1月31日

## 堺市告示第131号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定介護機関の所在地の変更について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

名称	事業の種類	変更前の所在地	変更後の所在地	変更年月日
アップ薬局 中百舌鳥店	介護予防居宅療養管理指導	大阪府堺市北区中百舌鳥町2-179 ポルト中百舌鳥ビル1階	堺市北区中百舌鳥町2-23 ポルト中百舌鳥ビル1階	平成30年3月1日
アップ薬局 中百舌鳥店	居宅療養管理指導	大阪府堺市北区中百舌鳥町2-179 ポルト中百舌鳥ビル1階	堺市北区中百舌鳥町2-23 ポルト中百舌鳥ビル1階	平成30年3月1日
アニストヘルパーステーション 堺	介護予防訪問サービス	堺市中区学園町2-10 絢野壺番館102号	堺市西区浜寺石津町東2-5-27 サンシャインコート石津	平成30年2月1日

## 堺市告示第132号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり施術機関を指定したので、生

活保護法第55条の3第1号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

1 あんま・マッサージ

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
笠松 玲子	三国ヶ丘マッサージ治療院	堺市北区百舌鳥赤畑町1-28-6	平成30年2月26日

2 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
森實 稔	もりざね鍼灸院	堺市堺区新在家町西3-1-5	平成30年2月20日
松島 香織	ふじた鍼灸院	堺市堺区一条通13-23	平成30年1月4日

3 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	指定年月日
南 明宏	たなか鍼灸整骨院 泉ヶ丘	堺市南区三原台1-2-3 ルルポクリニックモール 1F	平成30年2月1日
山中 祐希	明笑整骨院	堺市堺区向陵中町1-5-28	平成30年3月1日
高橋 浩太	大野芝整骨院	堺市中区大野芝町593-3	平成30年2月1日
高橋 義信	よつ葉整骨院	堺市中区深井清水町3317	平成30年2月1日
森實 稔	もりざね接骨院	堺市堺区新在家町西3-1-5	平成30年2月20日



堺市告示第133号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、次のとおり指定施術機関の廃止について届出があったので、生活保護法第55条の3第2号（中国残留邦人等支援法第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

1 はり・きゅう

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
谷本 紘基	よつ葉鍼灸院	堺市中区深井清水町3317	平成30年2月1日
勝又 俊一	よつ葉鍼灸院	堺市中区深井清水町3317	平成30年2月1日
勝又 俊一	たなか鍼灸整骨院 泉ヶ丘	堺市中区三原台1-2-3	平成30年2月1日

2 柔道整復

施術者	施術所名	所在地	廃止年月日
高橋 義信	よつ葉整骨院	堺市中区深井清水町3317	平成30年2月1日
谷本 紘基	よつ葉整骨院	堺市中区深井清水町3317	平成30年2月1日
増田 遥	たなか鍼灸整骨院 泉ヶ丘	堺市中区三原台1-2-3 ルルポ泉ヶ丘1階	平成30年2月1日
森実 稔	森実接骨院	堺市堺区新在家町西3-1-5	平成29年10月31日
丸山 憲一	伊藤整骨院	堺市堺区鉄砲町22 川元ハイツ1F	平成30年1月31日



堺市告示第134号

介護サービス情報の公表に係る指定情報公表センター運營業務契約において、民生手数料（介護サービス情報公表手数料）の徴収事務を委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

1 委託する歳入の種類

堺市手数料条例（平成12年条例第11号）第39条の2第1項第24号に規定する民生手数料（介護サービス情報公表手数料）

2 委託する期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3 受託者の住所及び氏名

住所 大阪市中央区中寺1-1-54

氏名 社会福祉法人大阪府社会福祉協議会

会長 小西 禎一

堺市告示第135号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（指定日 平成30年4月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号

社会福祉法人地球の園	堺市南区竹城台2丁2番1号	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスこひつじ	堺市南区竹城台2丁2番1号	2756420150
一般社団法人けあ・すぷりんぐ	堺市北区長曾根町3000番地22	児童発達支援	放課後等デイサービスりーふ	堺市北区長曾根町3000番地22	2756520124
株式会社笑	高石市取石2丁目3番17号	児童発達支援 放課後等デイサービス	運動発達支援 スタジオ 笑みりい〜	堺市中区土塔町3077番地 パウハウス 101号	2756120263

堺市告示第136号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の28第1項の規定に基づき、次の事業者を指定障害児相談支援事業者として指定したので、同法第24条の37第1号の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

指定障害児相談支援事業者（指定日 平成30年4月1日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
株式会社みかんの花	堺市北区百舌鳥梅北町2丁70-4-501	障害児相談支援	ななつ星ケアプランセンター	堺市北区百舌鳥梅北町2丁70-4-501	2776500130

堺市告示第137号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定に基づき指

定した次の事業者について、同法第21条の5の20第4項の規定に基づき、次のとおり指定障害児通所支援事業者の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

指定障害児通所支援事業者（廃止日 平成30年3月31日）

設置者名称	設置者の主たる事務所の所在地又は住所	事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者番号
特定非営利活動法人憩の家かつら	堺市北区中長尾町4-3-29	児童発達支援	ばあばといっしょ	堺市北区中長尾町4-3-29	2756520157
NPO法人放課後クラブホップ	堺市西区鳳東町7丁55番地3	放課後等デイサービス	ステップ	堺市西区鳳東町7丁760番地3	2756320061
社会福祉法人徳昇福祉会菩提の家	堺市東区菩提町1丁53-1	保育所等訪問支援	菩提の家	堺市東区菩提町1丁53-1	2756220055
一般社団法人しえいくはんず	堺市北区新金岡町5丁9番608号	放課後等デイサービス	ひまわりくらぶ	堺市北区新金岡町5丁5番110号	2756520025

公 告

堺市公告第238号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月6日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
インターネット用デスクトップ仮想化基盤等運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する局部課の所在地及び名称  
堺市堺区南瓦町3番1号  
総務局行政部情報化推進課
- 3 落札者を決定した日  
平成30年3月27日
- 4 落札者の氏名及び住所  
西日本電信電話株式会社 大阪支店  
取締役大阪支店長 岸本 照之  
大阪府大阪市都島区東野田町4丁目15番82号
- 5 落札金額  
¥34,603,200- (税込)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日  
平成30年2月14日

~~~~~

堺市公告第239号

堺市立体育館条例（昭和60年条例第8号）第16条第3項及び堺市公園条例（昭和35年条例第18号）第27条第3項の規定に基づき、堺市立大浜体育館等の指定管理者を指定したので、堺市立体育館条例第17条及び堺市公園条例第28条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月6日



堺市長 竹 山 修 身

1 指定管理者

所在地 堺市西区宮下町12番1号

名 称 つながリーナ大浜PFI株式会社

2 指定の期間

(1) 堺市立大浜体育館

平成30年4月1日から平成48年3月31日まで

ただし、大浜体育館建替整備運営事業において設計し、及び建設した建替後の体育館とする。

(2) 上記以外の施設

平成33年4月1日から平成48年3月31日まで

堺市公告第240号

大浜体育館建替整備運営事業に係る事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月6日

堺市長 竹 山 修 身

1 公共施設等の名称及び立地

(1) 名称

堺市立大浜体育館、堺市大浜公園野球場、堺市大浜公園テニスコート、堺市大浜公園相撲場、堺市三宝公園野球場、堺市浅香山公園野球場及び堺市土居川公園テニスコート

(2) 立地

堺市堺区大浜北町4丁、5丁、山本町4丁、浅香山町2丁、櫛屋町東4丁

2 選定事業者の名称

堺市西区宮下町12番1号

つながリーナ大浜PFI株式会社

代表取締役 浮穴 浩一

3 公共施設等の整備等の内容

新設する大浜体育館の設計、建設、工事監理、維持管理及び運営と併せて、大浜公園野球場、大浜公園テニスコート、大浜公園相撲場、三宝公園野球場、浅香山公園野球場及び土居川公園テニスコートの維持管理及び運営を行う。

4 契約期間

平成30年4月1日から平成48年3月31日まで

5 契約金額

金8,566,860,240円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金634,582,240円)

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

## 第11章 契約期間及び契約の終了並びに指定管理者の指定の取消し

(市による任意解除等)

第94条 市は、PFI事業者に対して、180日以上前に通知することにより、この契約を解除することができる。

(市の債務不履行等による解除)

第95条 PFI事業者は、市が本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、PFI事業者による通知の後60日以内に当該違反を是正しないとき、又は市の責めに帰すべき事由によりPFI事業者が本事業契約を履行できず本事業契約の目的を達することができないとき、本事業契約を解除することができる。

(談合行為等に対する解除措置)

第96条 市は、本事業の入札手続について落札者が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、本事業契約を解除することができる。

- (1) 構成員、協力会社、又はこれを構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第2項の事業者団体（以下「構成員等」という。）が、本事業の入札手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、同法第7条又は第8条の2の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）が確定したとき。
  - (2) 本事業の入札手続について、構成員等に、同法第7条の2第1項（同第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。以下同じ）。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、本事業の入札手続について同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
  - (4) 確定した排除措置命令又は納付命令により、構成員等に、同法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間に本事業の入札が行われたものであり、かつ、本事業の入札手続が当該取引分野に該当するものであるとき。
  - (5) 本事業の入札手続について、構成員、協力会社が、自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者に刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 市は、PFI事業者が次の各号所定のいずれかに該当した場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本事業契約を解除することができる。
- (1) PFI事業者が、暴力団員又は暴力団密接関係者と密接な関係を有すると認められる

者であることが判明したとき。

- (2) PFI事業者が、大阪府暴力団排除条例（平成22年11月大阪府条例第58号）第14条又は第15条に違反している事実がある者であることが判明したとき。

- 3 市は、前2項の規定により本事業契約を解除したときは、PFI事業者が被った損害を賠償することを要しないものとする。

（PFI事業者の債務不履行等による解除）

第97条 市は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、PFI事業者に対して書面により通知したうえで、本事業契約を解除又は業務の停止を命ずることができる。

- (1) PFI事業者が、本業務の実施を放棄し、かつ、3日以上にわたりその状態が継続したとき。
- (2) PFI事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算又はその他の倒産手続についてPFI事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（PFI事業者の取締役を含む。）によってその申立てがなされたとき。
- (3) PFI事業者が、業務報告書及び別紙11に記載するモニタリング結果に係る報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。
- (4) PFI事業者が、モニタリング計画に基づく市の改善要求に従わず、直ちに本事業契約を解除しなければ市の行政運営に重大な支障が生じるおそれがあるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、PFI事業者が本事業契約の債務を履行せず、市が相当な期間を定めて催告をしてもPFI事業者が催告に係る債務の履行をしないとき。
- (6) 第1号から第5号までに掲げるもののほか、PFI事業者が本事業契約に違反し、その違反により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。
- (7) モニタリング計画により市が本事業契約を解除できるとき。

- 2 市は、新体育館の引渡し前において、次の各号のいずれかに該当するときは、PFI事業者に対して書面により通知したうえで、本事業契約を解除又は業務の停止を命ずることができる。

- (1) PFI事業者が、設計業務、工事監理業務又は建設業務に着手すべき期日を過ぎてもこれに着手せず、市が、PFI事業者に対し、相当の期間を定めて催告しても、当該遅延がPFI事業者の責めに帰すことができない事由により生じたものであることの合理的な説明がないとき。
- (2) PFI事業者の責めに帰すべき事由により、本引渡予定日から30日が経過しても新体育館の引渡しが行われないうとき、又は明らかに引渡しの見込みがないと市が認めたとき。

（引渡し前の解除）

第98条 市は、新体育館が引渡される前に第94条、第95条又は第103条の規定に基づき本事業契約が解除されたときは、自己の責任及び費用により、新体育館の出来形

- 部分（設計図書等の出来形部分を含む。以下同じ。）を検査のうえ、当該検査に合格した部分（以下「合格部分」という。）をPFI事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。この場合において、市は、必要があると認めるときは、その理由をあらかじめPFI事業者へ通知のうえ、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 第94条又は第95条の規定により本事業契約が解除された場合において、市が第1項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当するサービス購入費を、PFI事業者の請求により支払うものとする。
  - 3 第103条の規定により本事業契約が解除された場合において、市が第1項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当するサービス購入費及びPFI事業者が本事業契約による履行を終了させるために要する費用を、PFI事業者の請求により支払うものとする。
  - 4 新体育館が引渡される前に第96条第1項若しくは第2項又は第97条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、市が事業用地の原状回復が社会通念上合理的であると判断した場合を除き、PFI事業者は自己の責任及び費用により、引渡しされていない新体育館のうちの出来形部分の検査を受けるものとし、市は合格部分をPFI事業者より買い受け、その引渡しを受けるものとする。市が上記判断に基づき当該出来形部分を買取らないときは、PFI事業者はその費用において速やかに事業用地を原状に回復して市に明け渡さなければならない。
  - 5 第96条第1項又は第2項の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、市が前項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当するサービス購入費をPFI事業者の請求により支払うものとする。
  - 6 第97条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、市が第4項の規定により合格部分の引渡しを受けたときは、市は、合格部分に相当するサービス購入費支払債務とPFI事業者の第100条第2項第1号の規定による違約金支払債務とを対当額で相殺することができる。この場合において、市は、相殺後に残額がある場合は、PFI事業者の請求により支払うものとする。

（引渡し後の解除）

- 第99条 新体育館の引渡し後に本事業契約に基づき本事業契約が解除されたときは、本事業契約は将来に向かって効力を失うものとし、市は、第54条の規定に基づき、管理施設の所有権を保持するものとする。市は、設計・建設業務の対価で未払いのものがあるときは、解除前の支払スケジュールに従ってこれを支払うものとする。
- 2 市は、本事業契約が解除された日から10日以内に管理施設の現況を検査するものとし、当該検査により、管理施設にPFI事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められるときは、PFI事業者に対してその修補を求めることができる。この場合において、PFI事業者は、必要な修補を実施した後、速やかにその旨を市に通知しなければならない。市は、当該通知の受領後10日以内に当該修補の完了の検査を行わなければならない。

- 3 PFI事業者は、前項の手續の終了後速やかに維持管理・運營業務を市又は市が指定する者に引き継ぐものとする。
- 4 市は、第94条又は第95条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、第3項の規定により市又は市が指定する者が維持管理・運營業務の引継ぎを受け、維持管理・運營業務の対価として未払いの部分があるときは、これをPFI事業者に支払うものとする。
- 5 市は、第96条第1項若しくは第2項又は第97条第1項の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、第3項の規定により市又は市が指定する者が維持管理・運營業務の引継ぎを受け、維持管理・運營業務の対価として未払いの部分があるときは、これをPFI事業者に対し支払うものとする。
- 6 市は、第103条の規定に基づき本事業契約が解除された場合において、第3項の規定により市又は市が指定する者が維持管理・運營業務の引継ぎを受け、維持管理・運營業務の対価として未払いの部分があるときは、これをPFI事業者に対し支払うものとする。また、市は、PFI事業者が維持管理・運營業務を終了させるために要する費用をPFI事業者の請求によりPFI事業者を支払うものとする。

(違約金等)

- 第100条 第96条第2項の規定に該当するときは、本事業契約が解除されるか否かにかかわらず、市は、本事業に係る落札金額の100分の10に相当する金額を上限とする違約金をPFI事業者に請求するものとし、PFI事業者は速やかにこれを支払わなければならない。また、第96条第1項の規定に基づき本事業契約が解除された場合は基本協定書第6条第5項の規定に基づく違約金及び第98条又は第99条に基づく既履行部分の清算を除き、また第96条第2項の規定に基づき本事業契約が解除された場合は第98条又は第99条に基づく既履行部分の清算を除き、市及びPFI事業者は、当該契約解除に関し損害賠償等の請求は行わないものとする。
- 2 PFI事業者は、第97条の規定に基づき本事業契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を違約金として市が指定する期限までに、市に支払わなければならない。
    - (1) 新体育館の引渡し前に解除された場合 設計・建設業務の対価の総額（ただし、消費税を含み支払利息相当額を除く。）の100分の10に相当する額
    - (2) 新体育館の引渡し後に解除された場合 当該解除された日が属する事業年度に支払われるべき維持管理・運營業務の対価（消費税を含む。第88条の規定によりサービス購入費が改定された場合には、改定後の金額とする。）の総額の100分の10に相当する額
  - 3 前項第1号に掲げる場合において、市は、受領した履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当することができる。充当後、なお不足があるときは、PFI事業者は速やかに不足する金額を市に支払わなければならない。



4 PFI事業者は、第2項の場合において解除により市が被った損害額が違約金の額を上回るときは、その差額を市の請求に基づき、支払わなければならない。

5 PFI事業者は、第94条又は第95条の規定に基づき本事業契約が解除されたときは、市に対して、当該解除により被った損害の賠償を請求することができる。

(PFI事業者の債務不履行等による指定管理者の指定の取消し)

第101条 新体育館引渡し時以降において、次の各号に掲げる事項が発生した場合は、市はPFI事業者に対し、相当の期間を定めて、PFI事業者において当該違反行為を治癒すべき旨を通知する(ただし、治癒不能な事項については当該通知は行わない。)。この場合、当該相当期間中にかかる違反行為が治癒されないとき又は当該事項の治癒が不能な場合には、市は、行政手続法(平成5年法律第88号、その後の改正を含む。)第13条に定める手続を行ったうえで、本指定を取り消すとともに、本事業契約の全部又は一部を将来に向けて解除することができる。なお、要求水準を満たしていない場合の本事業契約の解除の手続は第93条及び別紙11に従う。

(1) PFI事業者が管理施設について、連続して30日以上又は1年間において60日以上にわたり、関係図書、維持管理業務計画書等並びに運營業務計画書等に従った維持管理業務又は運營業務を行わないとき。

(2) PFI事業者の責めに帰すべき事由により、本事業契約の履行が困難となったとき。

(3) PFI事業者が、破産、会社更生、民事再生、特別清算又はその他の倒産手続についてPFI事業者の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者(PFI事業者の取締役を含む。)によりその申立てがなされたとき。

(4) PFI事業者が、業務報告書及び別紙11に記載するモニタリング結果に係る報告書に重大な虚偽記載を行ったとき。

(5) 基本協定書の当事者(市は除く。以下本条において同じ。)が、本事業の入札手続に関して、基本協定書第6条第1項第1号から第3号に該当することとなったとき。

(6) 第1号から第5号に掲げる場合のほか、PFI事業者が本事業契約に違反し又は表明保証が真実でなく、その違反若しくは不実により本事業契約の目的を達することができないと市が認めたとき。

2 市は、前項による本指定の取消し後も、管理施設の所有権を保持する。

3 新体育館の引渡し後に第1項により本指定が取り消された場合、PFI事業者は、サービス購入費B-1、サービス購入費B-2及びサービス購入費B-3の合計金額の1年間分に相当する金額の10%を違約金として市に支払わなければならない。ただし、市が第11条に基づく契約保証金又は履行保証保険金を受領している場合には、これを違約金に充当する。なお、この場合のサービス購入費の取扱いについては、次の通りとする。

(1) 市は本指定が取り消された日までにPFI事業者が履行した維持管理・運營業務の対価に相当するサービス購入費を支払う。

4 市が被った損害の額が前項の違約金の額を超過する場合は、市は、かかる超過額につ

いてPFI事業者に損害賠償請求を行うことができ、市は上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。

(PFI事業者による契約解除)

第102条 PFI事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 市がサービス購入費の支払いを遅延し、PFI事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該義務を履行しないとき。
  - (2) PFI事業者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、市が本事業契約上の義務に違反し、かつ、その違反により本事業契約の履行が困難となったとき。
  - (3) 第19条、第20条第3項又は第41条第3項の規定により要求水準書を変更したため、PFI事業者による要求水準書に従った業務の遂行が著しく困難となったと認められるとき。
  - (4) 第47条の規定による工事の施工の中止期間が6月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完成した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 2 PFI事業者は、前項の規定により本事業契約を解除した場合において、それまでに行った業務に対するサービス購入費を市に対して請求することができる（新体育館の引渡し前に解除した場合には、市は当該出来形部分に対応するサービス購入費をPFI事業者に支払って、当該出来形部分を買収しなければならぬ）。また、PFI事業者が当該サービス購入費を超えて損害を被った場合には、その損害の賠償を市に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による契約解除)

第103条 不可抗力又は法令変更等により、PFI事業者による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から60日を経過しても第47条第4項若しくは第112条第2項の協議が整わないとき又は第110条第1項の通知の日から60日を経過しても同条第2項の協議が整わないときは、市は、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 不可抗力又は法令変更等により、維持管理・運營業務の中止期間が6月を超えた場合においては、市は、本事業契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理・運營業務の一部のみである場合には、その一部を除いた他の維持管理・運營業務についてはこの限りでない。

## 7 契約終了時の措置に関する事項

契約終了時の措置に関する事項は、以下の事業契約書の条項のとおりである。

第11章 契約期間及び契約の終了並びに指定管理者の指定の取消し



## (契約期間終了前の検査)

第104条 市は、維持管理・運営期間満了の6月前までに、PFI事業者へ通知を行い、管理施設の現況を確認するための検査を行うことができる。この場合において、市は、管理施設が関係図書に適合しないと認めるときは、適合しない事項及び理由並びに是正期間を明示して、その修補を請求することができる。

2 前項の修補に要する費用の負担は、次の各号に掲げる修補の発生の原因に応じて、それぞれ次のとおりとする。

- (1) 長期間の使用に伴い生ずる劣化で要求水準書に定める維持管理の方法によってもその発生がやむを得ないと認められるものについては、市が負担する。
- (2) 不可抗力によるものについては、第13章に従う。
- (3) 前2号以外によるものについては、PFI事業者が負担する。

## (原状回復義務)

第105条 PFI事業者は、本事業契約が終了した又は本指定が取り消された場合において、管理範囲に本事業契約に基づき取り壊すべき施設があるとき又は管理範囲若しくは管理施設にPFI事業者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の市所有でない物件（PFI事業者が使用する構成員等その他の第三者が所有し、又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、PFI事業者は、当該物件を撤去するとともに、管理範囲又は管理施設を修復し、取り片付けて、市に明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、PFI事業者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は管理範囲若しくは管理施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、PFI事業者へ代わって当該物件を処分し、管理範囲若しくは管理施設を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、PFI事業者は、市の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

3 第1項に規定するPFI事業者のとるべき措置の期限、方法等については、市がPFI事業者の意見を聴いて定めるものとする。

4 PFI事業者は、本事業契約が終了した場合においては、市に対し、管理施設を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。

## (業務の引継ぎ等)

第106条 PFI事業者は、本事業契約が終了したとき又は本指定を取り消されたときは、市の指定する期日までに、市又は市の指定する者に文書で維持管理・運營業務の引継ぎを行わなければならない。

2 市は、必要と認める場合には、前項に定める引継ぎに先立ち、PFI事業者に対して市又

は市の指定する者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

- 3 PFI事業者は、市から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

(利用料金の引継ぎ等)

第107条 利用料金収入は、施設の利用に供する年度の会計に属するものとする。

- 2 利用料金収入のうち、施設の利用に供する年度が本指定の指定期間を超えるものについては、PFI事業者は、これを前受金として、市又は市の指定する者に引き継がなければならない。

(本事業契約終了時の本件備品等の取扱い)

第108条 PFI事業者は、本事業契約が終了したとき又は本指定を取り消されたときの本件備品等については、市の指定する期日までに市に対して引き渡さなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、備品等(Ⅱ種)については、原則としてPFI事業者が自己の責任と費用で撤去・徴収するものとする。ただし、市とPFI事業者の協議において両者が合意した場合、PFI事業者は市又は市が指定する者に対して引き継ぐことができるものとする。

堺市公告第241号

堺市立美原総合スポーツセンター条例（平成20年条例第45号）第19条第2項の規定に基づき、指定管理者が堺市立美原総合スポーツセンターの利用料金を定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

1 屋内施設共用（個人）利用料（都度利用）

| 区分                     |       | 利用料（税込） |        |        |       |        |
|------------------------|-------|---------|--------|--------|-------|--------|
|                        |       | 一般      | 高齢者    | 高校生    | 中学生以下 | 障がい者   |
| プール（プログラムレッスンを除く。）     | 1人・1回 | 600円    | 400円   | 300円   | 300円  | 300円   |
| トレーニング室（プログラムレッスンを除く。） |       | 1,000円  | 600円   | 500円   | —     | 500円   |
| プール、トレーニング室及びプログラムレッスン |       | 2,100円  | 1,400円 | 1,050円 | —     | 1,050円 |

備考

- 1 この表において「高齢者」「高校生」「中学生」「障がい者」は第1号から第4号のとおりとする。以下の表において同じ。
  - (1) 「高齢者」とは、70歳以上が使用する場合をいう。
  - (2) 「高校生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が使用する場合をいう。
  - (3) 「中学生」とは、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が使用する場合をいう。
  - (4) 「障がい者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定に基づく身体障害者手帳を有する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を有する者が利用する場合をいう。
- 2 この表において「プログラムレッスン」とは、プール、トレーニング室又はスタジオにおいて実施されるレッスンの受講に係る使用をいう。以下の表において同じ。

2 屋内施設共用（個人）利用料（月額利用）

| 区分                          |       | 利用料<br>(税込)   | 備考                                                                  |
|-----------------------------|-------|---------------|---------------------------------------------------------------------|
| プール及びトレーニング室（プログラムレッスンを除く。） | 1人・1月 | 6,170円        | 開館時間中、プール及びトレーニング室が利用可能                                             |
| プール、トレーニング室及びプログラムレッスン      | 1人・1月 | 一般<br>(レギュラー) | 6,990円<br>開館時間中、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンへの参加が可能                  |
|                             |       | 一般<br>(U25割)  | 4,930円<br>開館時間中、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンへの参加が可能                  |
|                             |       | 一般<br>(デイ)    | 5,960円<br>平日(休館日を除く。)の開館から午後5時まで、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンへの参加が可能 |
|                             |       | 一般<br>(ナイト)   | 4,930円<br>平日(休館日を除く。)の午後8時から閉館まで、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンへの参加が可能 |
|                             |       | 高齢者<br>(シニア)  | 4,930円<br>開館時間中、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンへの参加が可能                  |
|                             |       | 障がい者          | 3,490円<br>開館時間中、プール及びトレーニング室の利用並びにプログラムレッスンへの参加が可能                  |

備考 この表において「U25割」とは、25歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が使用する場合をいう。

3 屋内施設専用（団体）利用料

| 区分    |        | 利用料（税込） |      |      |      |
|-------|--------|---------|------|------|------|
|       |        | 一般      | 高齢者  | 生徒等  | 障がい者 |
| スタジオA | 1人・1時間 | 500円    | 300円 | 250円 | 300円 |
| スタジオB |        | 300円    | 200円 | 150円 | —    |

備考

- 1 この表において「生徒等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。以下の表において同じ。
  - (1) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が専ら使用する場合
  - (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）の幼児、児童又は生徒が学校教育活動において使用する場合
  - (3) 学校教育法第124条に規定する専修学校に在学する者又は同法第134条に規定する各種学校に在学する者が学校教育活動において使用する場合
- 2 この表において「障がい者」とは、身体障害者福祉法第15条の規定に基づく身体障害者手帳を有する者及び児童福祉法第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害者と判定を受けた者若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳を有する者が半数を超える団体が利用する場合をいう。
- 3 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するとき、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額を徴収する。

4 屋外施設専用（団体）利用料

| 区分     |    |     | 利用料（税込）           |                    |                     |                     |                     |                     |                     |                     |
|--------|----|-----|-------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|        |    |     | 8：00<br>～<br>9：00 | 9：00<br>～<br>11：00 | 11：00<br>～<br>13：00 | 13：00<br>～<br>15：00 | 15：00<br>～<br>17：00 | 17：00<br>～<br>19：00 | 19：00<br>～<br>21：00 | 21：00<br>～<br>23：00 |
| テニスコート | 1面 | 一般  | 600円              | 1,200円             | 1,200円              | 1,200円              | 1,200円              | 1,200円              | 1,200円              | 1,200円              |
|        |    | 生徒等 | 300円              | 600円               | 600円                | 600円                | 600円                | 600円                | 600円                | 600円                |

|                  |        |             |            |            |            |            |            |            |            |            |
|------------------|--------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 多目的<br>グラウ<br>ンド | 全<br>面 | 一<br>般      | 1,200<br>円 | 2,400<br>円 | 2,400<br>円 | 2,400<br>円 | 2,400<br>円 | 2,400<br>円 | 2,400<br>円 | 2,400<br>円 |
|                  |        | 生<br>徒<br>等 | 600円       | 1,200<br>円 | 1,200<br>円 | 1,200<br>円 | 1,200<br>円 | 1,200<br>円 | 1,200<br>円 | 1,200<br>円 |

備考 許可を得て、開場時間を超過し、又は繰り上げて使用するときは、当該超過し、又は繰り上げて使用した時間1時間（30分以上1時間未満の時間は、1時間とみなす。）につき当該使用区分に係る金額を徴収する。

5 附属設備の利用料

| 区分   |          | 単位     | 利用料（税込） |
|------|----------|--------|---------|
| 照明設備 | テニスコート   | 1面・1時間 | 150円    |
|      | 多目的グラウンド | 全面・1時間 | 3,000円  |

6 駐車場の利用料

| 施設  | 車両の種類                          | 単位           | 利用時間        | 駐車料  |
|-----|--------------------------------|--------------|-------------|------|
| 駐車場 | 乗用車<br>軽自動車<br>小型貨物車<br>マイクロバス | 1台・1回（1日当たり） | 入庫から3時間まで   | 0円   |
|     |                                |              | 3時間を超え4時間まで | 400円 |
|     |                                |              | 4時間を超え5時間まで | 500円 |
|     |                                |              | 5時間を超え閉場まで  | 600円 |

堺市公告第242号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の認定をしたので、同条第6項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

平成30年4月6日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 認定年月日及び認定番号 平成30年3月20日 第E-22号
  
- 2 対 象 区 域 堺市南区槇塚台1丁10-1
  
- 3 縦 覧 場 所 堺市役所高層館13階  
建築都市局 開発調整部 建築安全課

~~~~~

堺市公告第243号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第75条の2第2項の規定に基づく建築協定加入書の提出があったので、同条第4項において準用する同法第73条第2項の規定により公告するとともに、同条第3項の規定により、下記建築協定に係る建築協定書を縦覧に供する。

平成30年4月6日

堺市長 竹 山 修 身

- 1 建築協定の名称 庭代台1丁B団地建築協定
  
- 2 加 入 地 番 堺市南区庭代台1丁48番42
  
- 3 加 入 日 平成30年3月16日
  
- 4 縦 覧 場 所 堺市役所高層館13階  
建築都市局 開発調整部 建築安全課

堺市公告第244号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	東雲西町にりんそう広場	堺市堺区東雲西町4丁2-3

2 区 域

別紙のとおり

詳細については、建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

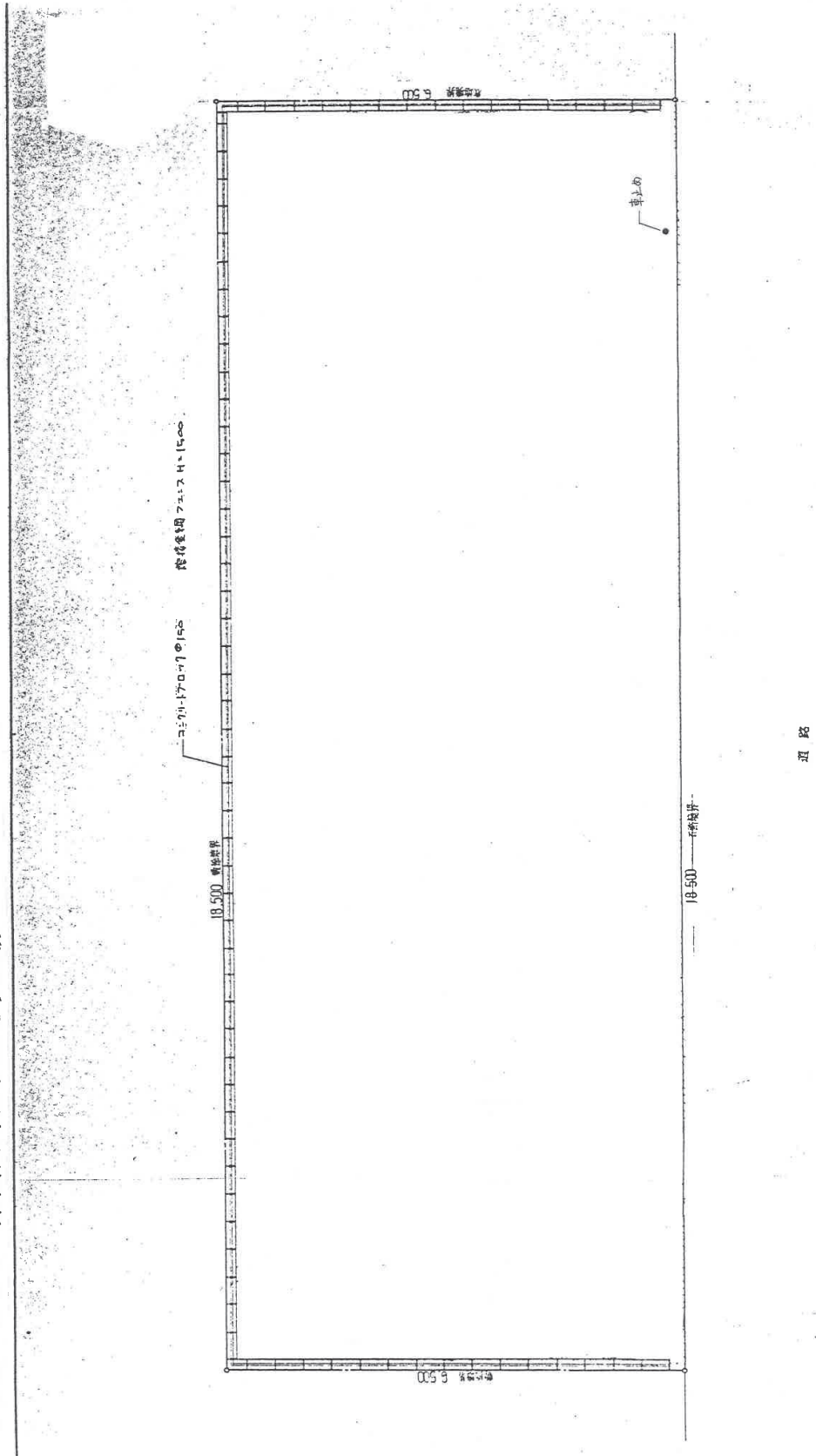
平成30年4月6日



位置図



403-214 東雲西町にりんそう広場



堺市公告第245号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定に基づき、都市公園の設置について、次のとおり公告する。

平成30年4月6日

堺市長 竹山修身

1 公園の名称及び位置

番号	名 称	位 置
1	深井中町きんれんか公園	堺市中区深井中町901番13

2 区 域

別紙のとおり

詳細については、建設局公園緑地部公園監理課において公告の日から7日間一般の縦覧に供する。

3 供用開始の日

平成30年4月6日



位置図





監査委員公表

堺市監査委員公表第12号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第1  
2項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月6日

堺市監査委員	池田克史
同	吉川守
同	藤坂正則
同	小杉茂雄

行管第1852号

平成30年3月19日

堺市監査委員様

堺市長 竹山修身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成29年12月21日付け監査委員報告第15号 中区役所

平成29年12月21日付け監査委員報告第21号 西文化会館

監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	定期監査及び行政監査	
監査実施期間	平成29年8月1日～平成29年12月21日	
措置を講じた部局等	中区役所	
指摘事項等	措置内容	所管部課
<p>1 (1)</p> <p>介護保険料について</p> <p>堺市介護保険条例に基づき、介護保険料の減免、徴収猶予に係る事務、並びに介護保険料の収納事務を行っている。</p> <p>この事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 介護保険料の減免申請の審査</p> <p>堺市介護保険条例では、市民税を課税されていない世帯であつて、市長が生活に困窮していると認めるもの（以下「生活困窮者」という。）は介護保険料を減免することができるとし、堺市介護保険施行規則で保険料減免基準を定めているが、生活困窮者の保有する預貯金等の資産については、元本の合計額が350万円を超えないことを減免の条件としている。</p> <p>地域福祉課では、減免の申請者から197万1,514円の預貯金以外に資産はないという内容の収入・資産申告書の提出を受け、保険料を減免していた。しかし、現在の収入を証明するために提出</p>	<p>当該申請者に資産を確認した結果、他の通帳に350万円を超える資産がある事が判明しました。このことにより、平成29年11月2日に減免決定を取消しました。</p> <p>同時に、係内会議で、係長が所属職員全員に、今後は本人の申告に関わらず、通帳に記載の出所不明金に関して、保有資産の確認を適切に行うように指示しました。</p>	<p>中保健福祉総合センター 地域福祉課</p>



<p>を受けた通帳の写しには、100万円を超える入金や1,678円の利子収入の記載があり、他に預貯金を保有している可能性があったにもかかわらず、その確認を行っていなかった。</p> <p>なお、監査期間中に地域福祉課が当該申請者に確認したところ、350万円を超える預貯金を保有していたことが確認され、その結果、減免できない者に減免していたことが判明した。</p> <p>2 (1)</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理について</p> <p>公有財産（土地・建物）の管理に係る事務について、以下のとおり意見を付す。</p> <p>[使用料以外の経費の徴収について（意見）]</p> <p>中区役所庁舎においては、堺市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）と大阪府警察（以下「府警」という。）に、行政財産の目的外使用を許可しているが、両者に対する使用料以外の経費の徴収状況を確認したところ、市社協からは、経費として電気代、清掃料のみを徴収するのに対し、府警からは電気代、水道料、その他各種維持管理費用（警備業務・自動扉設備・冷暖房設備・防災設備・昇降機設備・中央監視盤）を徴収していた。</p> <p>使用料以外の経費の徴収については、特段の理由がない限り、</p>	<p>ご意見を受け、使用料以外の経費徴収の違いについて検討を行い、当該経費徴収の違いには特段の理由がなく、合理性がないものと判断しました。</p> <p>平成30年度から堺市社会福祉協議会と締結している経費徴収にかかる覚書を変更し、大阪府警察と同様に光熱水費及び各種維持管理費用を徴収します。</p>	<p>企画総務課</p>
--	--	--------------

<p>同じ取扱いとすべきであり、上記の違いに合理性があるか再度検討されたい。</p> <p>[多目的広場の活用方法について(意見)]</p> <p>多目的広場(中区東山/708.54 m<sup>2</sup>)は、旧泉ヶ丘出張所の跡地であるが、平成9年に更地となり、平成10年4月から地元自治会に地域コミュニティ活動のため無償で貸し付けている。</p> <p>当該土地は長期にわたり更地の状態であり、自治推進課は、これまでの利用実績を明確に把握していないとのことであった。この点について、平成28年度の利用実績を確認するよう求めたところ、地元自治会がイベント等により年間10日程度利用していたとのことであり、このことからすると、長期間低利用の状態であったと考えられる。</p> <p>公有財産の有効活用を促進する観点から、低利用の土地があることを公有財産の活用を所管する部局に報告し、当該情報を全庁的に共有するとともに、関係部局と連携の上、引き続き当該土地の活用方法を検討されたい。</p> <p>2(2)</p> <p>職員手当等(時間外休日及び夜間勤務手当)について</p> <p>時間外勤務手当に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあつたので、適切な処理をする必要がある。</p>	<p>ご意見を受け、改めて、公有財産の有効活用を所管する部局に当該土地に関しての今後の取扱いについて相談し、全庁的に報告、連携しながら活用方法を検討するとともに、地域住民の理解を得ながら当該土地の有効利用を図ってまいります。</p>	<p>自治推進課</p>
---	--	--------------

<p>ア 時間外勤務の管理</p> <p>時間外勤務確認表には、平成29年4月4日及び同月14日に時間外勤務を実施したとなっていたが、職員情報システムには時間外勤務実施申請がされておらず、所属長も時間外勤務確認表と職員情報システムの記録を照合していなかった。</p> <p>2 (3)</p> <p>委託料について</p> <p>委託料に係る事務について、指摘すべき事項等として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 中区役所清掃業務の委託</p> <p>清掃業務の委託に、以下のようなものがあった。</p> <p>(ア) 業務委託契約書では、受託者が業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ市と協議し、同意を得た上で書面をもって、市に届け出なければならないとされている。</p> <p>しかし、受託者は市の同意を得ることなく、第三者に業務の一部を再委託しており、企画総務課は、作業欄に受託した業者以外の社名が記載された日常清掃作業月報を確認せずそのまま受け取っていた。</p> <p>(イ) 仕様書では、本清掃業務を日常清掃、週間清掃、定期清掃と区分しており、日常清掃、週間</p>	<p>所属長が日々職員の勤務状況を確認しておりますが、そのうえで日々「時間外勤務確認表」と職員情報システムの記録の照合を行い、時間外勤務実施入力状況を確認するよう努めてまいります。</p> <p>平成29年9月15日に当該一部再委託にかかる協議・承認を行い、受託者から一部再委託届出書の提出を受けました。今後は、契約締結時に受託者へ再委託に関する注意事項を記載した書面を送付・確認することで再発防止を図ります。また、所属長から関係職員へ、作業月報については複数職員でチェックを行い、疑義がある場合は受託者に確認するよう指導しました。</p> <p>ご指摘を受け、月報の様式を改めるとともに、受託者へ記載方法について指導を行</p>	<p>中保健福祉総合センター 子育て支援課</p> <p>企画総務課</p> <p>企画総務課</p>
--	---	---

<p>清掃の履行状況を確認するものとして、日常清掃作業月報の提出を受けている。当該月報を確認したところ、区役所の全開庁日にわたって実施を意味する丸印が記入されていたため、どの日に週間清掃が行われたか特定することができず、履行状況の確認ができない報告書の提出を受けていた。</p> <p>[清掃業務における再委託について（意見）]</p> <p>中区役所では、清掃業務の受託者が日常清掃及び週間清掃を第三者に再委託しているが、再委託先の業者は、本業務の入札において最低制限価格を下回る価格で応札し、入札無効となった業者であった。この業者に本業務の主要な部分である日常清掃及び週間清掃を再委託することを認めることは、最低制限価格を設けることによって委託業務の適切な履行を確保しようとする制度の趣旨に反することになる。</p> <p>また、業務委託契約書において、再委託が認められるのは、相当の理由があるときとされているが、企画総務課は「実務経験のある業者に協力を求め、作業効率を上げて対応しようとするため」という受託者の再委託理由を「相当な理由」としている。しかし、このような理由は再委託しなければ、そもそも受託できなかったことを示すものであり、相当な理由とはいえない。</p>	<p>い、平成29年10月分からは、週間清掃の履行日を確認できるよう改善しました。また、所属長から関係職員へ、日々の現場確認及び報告書に基づいた検査を漏れなく行い、適切に履行確認を行うよう指導しました。</p> <p>今回のご意見を受け、今後は仕様書に業務の全部又は主要な部分を再委託することを禁止する旨を明記します。</p> <p>一部再委託については、再委託内容・理由等から、その妥当性・必要性を十分に検証したうえで一部再委託の承認の可否を判断してまいります。</p> <p>また、業務の主要な部分を最低制限価格制度により入札無効となった業者に再委託しようとする場合には、今回と同様の事案が起こらないよう、関係課と協議しながら、委託業務の適切な履行の確保に努めてまいります。</p>	<p>企画総務課</p>
---	---	--------------

<p>以上のことから、当該一部再委託を安易に認めることは妥当でないと考えられ、再検討されたい。</p> <p>2 (4) 現金の管理について 現金の管理に係る事務について、指摘すべき事項として次のようなものがあったので、適切な処理をする必要がある。</p> <p>ア 切手等受払簿の確認について 切手等受払簿の記載内容を確認したところ、前期から繰り越す切手の枚数を記載する欄に、押印すべき物品取扱員の印が漏れているものがあった。</p>	<p>ご指摘を受け、ただちに切手受払簿の押印漏れのあった箇所について物品取扱員の印を押印しました。</p> <p>また、所属長から職員に、押印確認を行うよう口頭にて指導するとともに、切手受払簿に切手等受払簿記帳マニュアルを貼付し、各職員が改めてマニュアルの確認を行いました。</p> <p>取扱い時には各職員においてマニュアルの再確認を行いながら、押印漏れがないよう適切な取扱いに努めてまいります。</p>	<p>中保健福祉総合センター 子育て支援課</p>
--	---	-------------------------------

堺市監査委員公表第13号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第1  
2項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年4月6日

堺市監査委員	池	田	克	史
同	吉	川		守
同	藤	坂	正	則
同	小	杉	茂	雄

行 管 第 1852 号

平成 30 年 3 月 19 日

堺 市 監 査 委 員 様

堺市長 竹 山 修 身

監査結果に基づく措置について(通知)

このことについて、下記の監査委員報告に係る監査結果に基づき、措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により別紙のとおり通知いたします。

記

平成 29 年 12 月 21 日付け監査委員報告第 15 号 中区役所

平成 29 年 12 月 21 日付け監査委員報告第 21 号 西文化会館

## 監査結果に基づく措置通知書

監査の種類	公の施設の指定管理者監査 (堺市立西文化会館)	
監査実施期間	平成29年8月1日 ～ 平成29年12月21日	
措置を講じた部局等	文化観光局 文化部 文化課 指定管理者：大阪ガスビジネスクリエイト株式会社	
指摘事項等	措置内容	所管部課等
2 協定書について (1) 年度協定書の一部として、市が指定管理者に貸与する備品の一覧を添付しているが、平成27年度に買い換えた液晶プロジェクターに係る備品番号及び品質・規格を更新していなかった。	御指摘を受け、平成29年度の年度協定書の別紙を修正し、平成29年11月13日付けで変更協定を締結しました。 また、平成29年度より、備品の更新等に関して月例報告書に記載し、指定管理者と市で確認するよう改めました。	指定管理者 文化課
3 事業報告書等について (1) 指定管理者は、基本協定書に基づき、月例報告書に委託業務の実施状況を記載しなければならない。年2回の実施が求められているピアノ調律業務は、年2回(8月及び2月)実施しているものの、月例報告書に8月実施分を記載していなかった。 また、市は、当該月例報告書をそのまま受け取っていた。	月例報告書の作成時には、ピアノ調律業務をはじめとする保守点検の年間計画と照合し、業務の実施状況について記載漏れがないかを確認することとしました。 また、記載漏れのあった月例報告書の修正を行い、平成29年11月10日付けで市に提出しました。  御指摘を受け、保守点検の実施予定時期を把握するため、指定管理者に平成29年度の保守点検計画の提出を求め、平成29年11月13日付けで受領しました。	指定管理者  文化課